

平成30年度 **前期** 授業料免除・徴収猶予の出願要項 【在學生（学部・大学院・専攻科）】

制度の趣旨

本制度は、「**経済的に困難でかつ学業優秀と認められる者**」、「**学資負担者が死亡、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者**」などについて、納付すべき授業料の全額または一部を免除、あるいは徴収猶予し、就学を支援するためのものです。

■ 出願手続

受付期間	3月26日(月) 3月27日(火) 3月28日(水) 3月29日(木)	在學生オリエンテーションの休み時間等は混雑が予想されますので、可能な限りオリエンテーションの日時を外して提出してください。
受付時間	8:30～17:00(ただし、12:30～13:30を除く。)	
受付場所	学生課(①番窓口)	

※授業料免除・徴収猶予を希望する者は、この出願要項で必要書類を確認の上、出願者本人が持参により提出してください。(原則として、代理人による提出及び郵送は受け付けできません。)

※特別な理由により、上記期日に本人が持参できない場合は、**必ず事前に学生課へ連絡してください。**事前に連絡なく期間中に提出しない場合は、いかなる理由であっても一切出願を受け付けません。

■ 注意事項

- ・選考は家計基準及び学力基準に基づいて行います。出願しても免除・徴収猶予が許可されるとは限りません。不許可の場合に備え、納入の準備を行っておいてください。
- ・授業料免除及び徴収猶予の出願者は、選考の結果発表まで授業料の徴収が猶予されます。
- ・住民票謄本、所得を証明する書類等へのマイナンバー(個人番号)の記載は不要です。記載されている場合は、該当部分を墨塗り等により判読できないようにして、提出してください。
- ・記入の際は黒のペン又はボールペン(消せるボールペンは不可)を使用してください。訂正する場合は修正液等を使わず、二重線を引き、訂正してください。(訂正印不要(押印が必要な書類を除く。))
- ・出願を取り下げの場合は、速やかに学生課(①番窓口)まで申し出てください。
- ・虚偽の事実が判明した場合には、免除許可決定後であっても許可を取り消します。
- ・不明な点は、出願書類提出日までに余裕をもって学生課へ問い合わせてください。

《問い合わせ先》 京都教育大学 学生課(①番窓口)奨学・就職支援グループ

受付時間: 8:30～17:00(12:30～13:30を除く。)

電話番号: 075(644)8165

※問い合わせ等は、原則、出願者(学生)本人が窓口にて行ってください。

1. 授業料免除・徴収猶予出願の対象者

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- (2) 授業料納期前6ヶ月以内において、本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という)が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者
- (3) (1)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由のある者 ※免除の場合のみ
その他やむを得ない事情があると認められる者 ※徴収猶予の場合のみ
- (4) 日本学生支援機構の給付奨学金(海外留学奨学金を除く。)を受給している者、又は受給予定の者

※ただし、以下の者は出願資格がありません。

- ・本学の学部生・大学院生及び専攻科生以外の者
- ・授業料を滞納している者
- ・特別な理由無く最短修業年限を超えて在学している者

2. 提出書類

提出書類には以下の2種類が必要です。

■全員が必要な書類

■世帯の状況に応じて提出が必要となる書類

※【必要書類確認表】(3.4.5.6ページ)にて提出書類を確認の上、不備のないように書類を取り揃えて提出してください。

※提出時に書類の記載内容について説明を求められることがありますので、出願者本人はその内容を熟知しておいてください。

※必要な書類が未提出の場合は、選考の対象から除外することがあります。

提出時点で未発行の書類(兄弟姉妹の学生証等)があるなど、やむを得ない事情により、提出日に必要な書類をすべて準備できない場合は、提出の際にその旨を添えらるとともに、発行され次第、速やかに学生課奨学・就職支援グループまで提出してください。

※選考のための内容確認、提出書類の不備、補足として追加資料の提出が必要な場合には、電話・LiveCampus(メール)等で連絡をすることがありますので、速やかに対応してください。

3. 授業料免除・徴収猶予の対象者の選考

■経済的理由により出願をする際の家計基準(所得額上限(目安))

【学部・専攻科】		本人 通学区分	一部免除 上限参考額 (単位:万円)	
世帯人数			給与所得	給与所得 以外 (事業所得等)
2人	母子・父子家庭 本人/母または父	自宅	642	388
		自宅外	693	435
3人	本人/父/母	自宅	558	329
		自宅外	625	376
4人	本人/父/母/公立高校生(自宅通学)	自宅	654	396
		自宅外	701	443
4人	本人/父/母/公立大学生(自宅外通学)	自宅	736	478
		自宅外	783	525

【大学院】		本人 通学区分	一部免除 上限参考額 (単位:万円)	
世帯人数			給与所得	給与所得 以外 (事業所得等)
2人	母子・父子家庭 本人/母または父	自宅	670	412
		自宅外	717	459
3人	本人/父/母	自宅	598	357
		自宅外	662	404
4人	本人/父/母/公立高校生(自宅通学)	自宅	684	426
		自宅外	731	473
4人	本人/父/母/公立大学生(自宅外通学)	自宅	766	508
		自宅外	813	555

- ※①この上限額は出願する際の目安として参考にしてください。
- ②年間収入及び所得が上限参考額内であっても、選考の結果、許可が受けられない場合があります。
- ③「給与所得」の上限額は、平成29年分源泉徴収票の「支払金額」(税込金額)です。
- ④「給与所得以外」の上限額は収入・売上額から必要経費を引いた後の所得額(営業のみの場合、確定申告書等の「所得金額」の合計)です。
- ⑤収入の種類が複数ある場合は、合計した所得額となります。
- ⑥家族に障害者、長期療養者、単身赴任者がいる等の場合は、所得額から一定額を控除して計算します。

■学業優秀と認められる学力基準は、次に該当する者

【学部】①②両方の条件を充たすこと。

①学部等における修得単位数(前年までの修得単位数。「合」・「認定」を算入)

2回生	3回生	4回生
36単位以上	80単位以上	112単位以上

②学業成績:「合」・「認定」を算入せず、修得した単位のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1にそれぞれ換算し、**1単位あたりの平均値が2.5以上の者**(小数点第二位を四捨五入)

【大学院】①②両方の条件を充たすこと。

①1年次の修得単位数(学部開設授業科目を除く)(「合」・「認定」を算入)

2回生	16単位以上 ※本人の属する専攻課程を正規の修業年限で修了見込みの者
-----	---------------------------------------

②学業成績(学部開設授業科目を除く):「合」・「認定」を算入せず、修得した単位のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1にそれぞれ換算し、**1単位あたりの平均値が3.0以上の者**(小数点第二位を四捨五入)

※学力基準外の者が申請しても免除にはなりませんのでご注意ください。
ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等については特例があります。
※学力基準外の者が対象の「京都教育大学同窓会奨学金」という制度があります。
詳細は別紙「京都教育大学同窓会奨学金について」を参照してください。

4. 授業料免除の額について

授業料免除の額はその期に納付すべき授業料の全額又は一部となります。
選考は各期(前期・後期)ごとに行います。今期許可された場合でも、そのまま引き続いての免除は受けられませんので、**次期も免除を希望する者は、あらかじめ出願してください。**
(長期履修学生の大学院生が、修業年限の短縮を申請し許可された場合、年度を繰り上げて納めることになる授業料は、免除対象となりません。)

5. 授業料免除・徴収猶予の可否について [6月上旬頃決定予定]

免除及び徴収猶予の可否については、選考のうえ、決定次第通知文書を郵送します。6月上旬頃を予定しています。

免除及び徴収猶予の出願をした者は、その可否が決定するまで授業料の徴収が猶予されますので、選考結果の通知があるまで授業料は納付しないでください。

6. その他

- ・記載事項確認のため、出願書類受付後に追加書類を依頼したり、事情をお聞きしたりすることがあります。
- ・故意に記入すべき事が書かれていなかった時、必要な証明書が提出されない等の不備がある時は、選考から除外します。
- ・虚偽の事実が判明した場合には、免除許可決定後であっても許可を取り消します。
- ・提出された書類は、授業料免除及び徴収猶予の審査とそれに係る手続に使用し、他の目的には使用しません。

【必要書類確認表】

■全員が必要な書類

提出書類
授業料免除及び徴収猶予願チェックシート(様式①)
授業料免除及び徴収猶予願(様式②)
家庭調書(様式③) ※ <u>独立生計者の場合は、出願者本人の分と実家(自宅)の分を提出してください。</u>
住民票謄本 世帯全員分 【原本】 ※下宿中の家族も含む。 (本籍地表示は不要、「住民票記載事項証明」は不可、世帯全員分の「登録原票記載事項証明書」は可) (1) 本人及び家族(本人と生計を一にする者)全員分の住民票謄本を提出してください。 住民票謄本上の世帯全員について「家庭調書」に記入していただきます。 また、同一住所に居住している家族については、原則、同一生計とみなします。 (2) 本人および家族が住民票と異なる住所に居住している場合は、実際に住んでいる場所が分かるもの賃貸契約書の写し等または、「賃貸契約更新証明書(様式K)を添付してください。 ※本学学生寮居住者は不要 扶養を外れて独立別居しているが、住民票に記載がある家族は、「家庭調書(様式③)」「①家族状況・所得の種類」欄には記載せず「③住民票に記載があるが扶養を外れて独立別居している家族がある場合」欄にその旨を必ず記載してください。
所得・年金を証明する書類 就学者(出願者本人を含む。)と就学年齢に達していない者以外の家族について「 世帯の状況に応じて提出が必要となる書類 」で該当する書類を提出してください。 ただし、 出願者が家計支持者(独立生計者を含む。) である場合は、 出願者分も必要です。
市区町村役場発行の「平成29年度(平成28年分)課税証明書」【原本】 (1) 就学者(出願者本人を含む。)と就学年齢に達していない者及び、平成29年度中に学校を卒業した者を除いた家族全員について「平成29年度(平成28年分)の課税証明書」を提出してください。 ただし、 出願者が家計支持者(独立生計者を含む。) である場合は、 出願者分も必要です。 (2) 所得がない家族についても課税証明書(又は非課税証明書)を提出してください。 ※無職・無収入の場合も提出してください。 (課税されていない旨(“所得0円”・“課税なし”等の記載)の証明が必要です。) ※所得金額・課税額・控除の内訳を含むこと
免除結果通知用封筒(長形3号封筒) 長形3号(長3)の封筒 を用意し、結果通知の送付先を記入して提出してください。切手は不要です。封筒の規格は必ず長3を使用してください。色は問いません。

■世帯の状況に応じて提出が必要となる書類

世帯の状況	必要書類	該当に○をつける
給与所得 ※パート等の非正規雇用者を含む	■会社員・公務員等 平成29年分源泉徴収票(写) ・複数ある場合はすべての源泉徴収票を提出 ・給与の他に自営業等による収入がある場合は 平成29年分確定申告書控(第一表・第二表)(写) を提出 ■「源泉徴収票」の無い有職者(パート・アルバイト等) 「収入状況証明書・申立書」(様式A) ※給与明細の写しを添付、または勤務先が「支払者の証明」を記入	
※就学者(出願者本人を含む)のアルバイト収入分は提出不要	「収入状況証明書・申立書」(様式A) 会社員は「労働条件通知書」の写し、公務員等は号俸のわかる書類など、①年間の金額が算出できるもの(賞与含む)、②給与明細の写し、または勤務先の「支払者の証明」が必要。	
	「収入状況証明書・申立書」(様式A) 会社員は「労働条件通知書」の写し、公務員等は号俸のわかる書類など、年間の金額が算出できるもの(賞与含む)	

世帯の状況		必要書類	該当に○をつける
個人事業者	個人事業主 自営業・農業等 不動産等収入	「平成29年分確定申告書(第一表・第二表)」(写)	
	外交員収入	「平成29年分確定申告書(第一表・第二表)」(写)または「報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書」(写)	
年金受給者	老齢年金 厚生年金 遺族年金 障害年金 等	最新の「年金支払通知書」、「年金概算(改定)明細書」、「年金等の源泉徴収票」の写しのいずれかで1年間の年金総額が算出できるもの。(公的・企業年金等複数の年金を受給している場合はすべての証明書の添付が必要)	
生活保護受給者		生活保護受給証明書(福祉事務所発行で直近1ヶ月の受給金額が記載されたもの)	
休職中の者		①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書(様式C) ②休職前の源泉徴収票(写)、確定申告書控(第一表・第二表)(写)、「報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書」(写)のいずれか ①、②両方必要	
退職者	平成29年4月1日～平成30年3月31日の期間に退職金が支給された者	①退職証明書 ②退職金支給額証明書 ①、②両方提出	
その他の 臨時的な収入		平成29年4月1日～平成30年3月31日の期間に臨時的な収入(保険金等)があった場合、その金額が記載された通知書等の写し	
無職・失業中の者 (18歳以上の者) ※専業主婦・主夫を含む ※就学者は除く	雇用保険受給なし	①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書(様式C)提出 ②世帯全員が、公的な証明書等(※1)により収入を証明できない場合で生活保護を受給していない場合、「家計状況申告書」(様式B)も提出	
	雇用保険受給あり	①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書(様式C) ②雇用保険受給資格者証(金額、支給時期が明記された部分) ※まだ受領していない場合は「離職票」(写)・「退職の辞令」(写) ①、②両方提出	
・養育費、親戚等から援助を受けている世帯 ・内職 ・給与明細書がない等、所得が申告できない有職者 ※就学者は除く		①「公的な証明書」で収入が証明できない場合の申立書(様式C)提出 ②世帯全員が、公的な証明書等(※1)により収入を証明できない場合で生活保護を受給していない場合、「家計状況申告書」(様式B)も提出。	
母子又は、父子世帯※2		①「母子・父子世帯の申立書」(様式D) ②養育費、年金、児童扶養手当、他からの援助等がある場合、証明できるものを添付する	
長期療養者関係※3	高額療養費払戻しなし	「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)	
	高額療養費払戻しあり	①「長期療養者の証明書・申立書」(様式E) ②高額療養費の払戻し額を証明するもの ①、②両方提出	

世帯の状況		必要書類	該当に○をつける
障害者関係		下記1～4のうち該当するものの写しを提出 1. 身体障害者手帳 2. 療育手帳 3. 要介護認定書等 4. 精神障害者保健福祉手帳	
主たる家計支持者の別居 (単身赴任等同一生計で別居の場合)		①「主たる家計支持者の別居に伴う控除申立書」(様式F) ②領収書等(最新12ヶ月分の家賃及び、光熱水費) ③給与明細(最新1ヶ月) ①、②、③ すべて提出	
就学者 (高校生以上)	【国立】大学生・大学院生・高等専門学校4,5年次生	「在学及び授業料免除状況証明書」(様式I) 所属学校に記入を依頼し全員提出 ※申請なし、不許可の場合も提出 ※平成30年4月現在の在学(予定)校	
	上記以外	「在学証明書」あるいは学生証の写し ※平成30年4月現在の在学(予定)校 ※在学期間がわかる部分の写しも提出 ※「在学証明書」は各学校の様式で可	
給付型奨学金受給者 (日本学生支援機構給付奨学金・その他給付型奨学金)	出願者本人 ※平成30年4月以降受給者	給付型奨学金の採用通知(写し)等、給付内容がわかるもの ※給付額、給付期間がわかる部分の写しも提出 ※大学を通じて支払われている給付型奨学金については添付書類不要	
風水害等による被災者		①「り災証明書」 ※被害の状況・金額がわかるもの ②被災者生活再建支援金の支給、税や保険料の減免など公的支援の金額がわかるもの ③保険、損害賠償等による補てん金額がわかるもの	
独立生計者※4		①独立生計者申立書(様式G) ※「父母等が出願者本人の扶養をしていない旨の申立欄」を必ず記入のこと(父母等による記入)。 ②出願者本人(配偶者のあるときは配偶者を含む。)が被保険者(国民健康保険の場合は世帯主)である健康保険証(写) ③本人の「就業状況証明書・申立書」(様式H) ※金額の証明として、給与・賞与明細書の写しを添付してください。添付できない場合は支払者に【2.支払者の証明】欄への記入を依頼し署名・押印してもらってください。 ④実家(自宅)の世帯状況について以下の書類をすべて提出 ・家庭調書(様式③) ※本人分と実家(自宅)分、2枚提出(様式③をコピーして記入してください。) ・住民票謄本 世帯全員分【原本】※下宿中の家族も含む。 ・平成29年度(平成28年分)課税証明書 ※就学者(出願者本人を含む。)と就学年齢に達していない者及び平成29年度中に学校を卒業した者を除いた家族全員分 ・所得・年金を証明する書類 ※就学者(出願者本人を含む。)と就学年齢に達していない者以外の家族全員分	

※1 公的な証明書等とは

「源泉徴収票」、「確定申告書」、「報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書」、「年金に関する証明書」、「収入状況証明書・申立書(様式A)」を指します。(ただし、「児童扶養手当」は除く。)

※2 母子・父子世帯とは

父又は母と就学者、経済力のない祖父母及び、心身に障害のある者の家庭をいう。

※3 長期療養者関係とは

現在、6ヶ月以上にわたる期間、療養中の者又は、療養を必要と認められる者がある場合

※4 独立生計者とは次のいずれにも該当する者。

- 1) 原則、大学院生及び専攻科生。ただし、両親とも生別・死別し親族等にも扶養を受けていないなど、特別な事情がある場合は学部生も独立生計者と認定することがあります。
- 2) 所得税法上、父母等の扶養親族でない者(父母等の源泉徴収票、確定申告書、課税証明書等の控えて証明できる者)
- 3) 父母等と別居している者(住民票謄本での証明)
- 4) 本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明が発行される者。なお、本人(配偶者のあるときは、配偶者を含む。)の収入で生計を立てている場合でも、父母等の所得金額が本学の定める半額免除に係る収入基準額を超える場合は、独立生計者と認定しません。(父母等の所得を証明する書類も提出が必要です。)
- 5) 本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)が健康保険等の被保険者であること。なお、国民健康保険の場合は世帯主であること。

☆その他

- ・提出書類は必ず最新のものを出してください。
※住民票謄本、課税証明書は申請前3ヶ月以内に発行された原本を出してください。
- ・最新の課税証明書と最新の源泉徴収票及び確定申告書では、証明する期間が異なる場合がありますがそのまま提出してください。
- ・状況に応じて、本項で指定する書類以外に書類の提出を求めることや面談を行うことがあります。
- ・一旦、提出された書類は返却することはできませんので、あらかじめご了承ください。

■提出書類記入要領

1. 授業料免除及び徴収猶予願

- 出願者本人が記入してください。**記入にあたってはこの要項を熟読してください。不備があれば出願できない場合もありますので、注意してください。
- 「□」の欄は該当する箇所に「✓」を付けてください。
- 「編入学・休学・留学等特記事項」欄
編入学・休学・留学等があり、基準の修得単位数に満たない場合または、休学・留学により最短終業年限を超えて在学している場合、期間等詳細を記入してください。
- 「免除の出願理由」欄について
 - ①授業料免除・徴収猶予を希望するに至った事情について、該当項目に「✓」を付け、必要事項を記入してください。
※学資負担者死亡による場合は、死亡年月日がわかる公的書類を添付してください。
 - ②授業料免除及び、徴収猶予出願理由を具体的に記入してください。【必須】
※出願に至った理由を詳細に記入してください。
※具体的に記入されていない場合は再提出していただきます。
- 「給付型奨学金受給状況」欄について【必須】
平成30年4月以降の給付型奨学金受給の有無について、「✓」を付けてください。
※採用通知等(写)給付内容(給付額・給付期間明記)が分かるものを添付してください
- 「京都教育大学同窓会奨学金申請」欄について【必須】
「京都教育大学同窓会奨学金」の申請について、「□」の欄に「✓」を付けてください。
※詳細については別紙「京都教育大学同窓会奨学金について」を参照してください。

2. 家庭調書

- 本人と生計を同じくする家族全員について記入してください。
- 独立生計者は「本人分」と「実家(自宅)の家族全員分」を2枚に分けて提出してください。

①「家族状況・所得の種類」欄

- 家族全員の氏名・年齢を就学者以外の家族と就学者に分けて記入してください。
- 予備校生・浪人生は就学者には該当しませんので、「就学者以外の家族」に記入してください。
- 扶養を外れて独立別居しているが、住民票に記載がある家族は、「①家族状況・所得の種類」欄には記載せず「③住民票に記載があるが扶養を外れて独立別居している家族がある場合」欄にその旨を必ず記載してください。
- 「就学者以外の家族」欄
 - ・前年の所得の種類と金額を、所得の種類別に記入してください。
 - ・年金、生活保護、失業給付等は、給与収入欄に金額を記入してください。
 - ・無職の場合は所得の種類欄に「無職」と記入し、収入がなければ金額欄に「0」と記入してください。
- 「就学者」欄
 - ・出願者本人以外の就学者について、平成30年4月現在の在学(予定)校の設置区分(国立・公立・私立)、学校区分に○を付して学校名、学年を記入してください。
 - ・通学区分に応じて○を付してください。
※国立大学生・大学院生・高等専門学校4、5年次生は、「在学及び授業料免除状況証明書」(様式I)を所属学校(平成30年4月現在の在学(予定)校)に記入を依頼し、提出してください。申請無し、不許可の場合も提出してください。
それ以外は在学先の「在学証明書」か学生証(写)を添付してください。なお、学生証には有効期限の記載が必要です。裏面に有効期限の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
 - ・4月以降入学予定で手続き時に添付できない場合は、入学後、早急に提出してください。
- 【給付型奨学金受給状況】欄
 - ・出願者本人が受給している給付型の奨学金名称、月額、受給期間を記入してください。
※証明書類(写)を添付してください。なお、証明書類には金額・受給期間の記載が必要です。
※現在受給中、又は平成30年4月以降に受給予定の給付型奨学金について記入してください。
※大学を通じて支払われている給付型奨学金については証明書類の添付は不要です。

②「家庭事情等」欄

本人を含めた家族で、特別な事情がある場合は**各該当欄の口**に✓を付し、**詳細内容を記入し、あわせて必要書類を提出してください。**

●「詳細内容」欄

- ・【生活保護を受給している世帯】生活保護の受給の有無口に✓を記入してください。
生活保護がある場合は、**生活保護受給証明書(福祉事務所発行で直近1ヶ月の受給金額が記載されたもの)**を添付してください。
- ・【母子・父子世帯】該当の口に✓を記入し、「**母子・父子世帯の申立書**」(様式D)を提出してください。
- ・【主たる家計支持者が無職・失業中】続柄を記入してください。
続柄・無職となった年月を記入してください。
「**公的な証明書で収入が証明できない場合の申立書**」(様式C)に必要事項を記入し、失業の場合は併せて「**雇用保険受給資格者証(表裏両面の写)**」を添付してください。(「雇用保険受給資格者証」をまだ受領していない場合は、「**離職票**」・「**退職の辞令**」等の写しを添付してください。)
- ・【障害者等のいる世帯】(心身に障害のある者がいる世帯)
続柄を記入し、該当の口に✓を付してあわせて該当書類(**身体障害者手帳、療育手帳、要介護認定書等、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するものの写し**)を提出してください。
- ・【長期療養者がいる世帯】(家族に現在まで6ヶ月以上にわたる期間療養中、または療養を必要と認められる者がいる世帯)続柄・診療開始日・傷病名を記入し該当する療養状態に✓を付してください。
「**長期療養者の証明書・申立書**」(様式E)に必要事項を記入し、**支出の証明となる領収書(写)と給付(払戻し)がある場合はその証明書(写)**を添付してください。
※必要に応じて診断書等の提出を求められることがあります。
- ・【主たる家計支持者別居】別居になった年月を記入してください。
「**主たる家計支持者の別居に伴う控除申立書**」(様式F)に必要事項を記入し、**給料明細(最新1ヶ月)、別居者の別居費金額(光熱水量費や住居費)を証明する領収書等**を添付してください。
- ・【風水害等による被災】被災した年月、必要事項を記入し、「**り災証明書**」(被害の状況・金額がわかるもの)を添付してください。
※公的支援、保険等による補てんがある場合には、その金額がわかる書類も添付してください。

③住民票に記載されているが扶養を外れて独立別居している家族がある場合、記入してください。

- 続柄・氏名**を記入してください。例:続柄(兄) 氏名:京教 太郎
- 賃貸契約書(写)**、「**賃貸契約更新証明書**」(様式K)等、実際に住んでいる場所が分かるものを添付してください。(賃貸期間がわかる部分(写)も提出してください。)